

緊急避妊薬のオンライン診療についてのお知らせ

オンライン診療については、令和2年4月10日、厚労省から「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」の事務連絡が都道府県等の自治体を通して医療機関、薬局等に周知されました。緊急避妊薬はこの中での除外薬には該当せず、緊急避妊薬は性交後72時間以内に服用するという縛りがあり、また、感染拡大により薬局に直接取りにくることが困難な場合も想定されるため、この事務連絡に従い、下記の様に、処方可能と解釈されます。

- 1) 処方箋は本人への郵送に限らず、薬局へのFAX送付も可能である。
- 2) 処方箋を受け取った薬局は、処方後、原則対面で1錠服用させるのが望ましいが、状況によっては、患者への薬の郵送も可能である。
- 3) オンライン診療を行う場合、産婦人科以外の医師、薬剤師は原則緊急避妊薬に関する研修を受けることが望ましく、研修を受けた医師名と医療機関、薬剤師名と薬局は厚労省ホームページに公開されているので、これを参照する。しかし、コロナ感染の影響で研修が困難な地域もあるため、研修を受けていることは必須ではない。

*本学会としては、現在の状況下でもWEBセミナーは可能ですので、産婦人科以外の医師については、研修を受けることが望ましいと考えています。下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186912_00002.html

以上

令和2年9月5日

日本産科婦人科学会 理事長 木村 正
女性ヘルスケア委員会委員長 加藤 聖子